

日高市特定随意契約の公表に関する要綱

平成25年2月27日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 特定随意契約の対象となる契約は、日高市契約規則（昭和39年規則第2号）第22条で定める額を超えるものとする。

(名簿の作成)

第3条 特定随意契約の対象となる事業者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課を通じて特定随意契約（変更）届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務 障がい福祉課
- (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務 長寿いきがい課
- (3) 母子・父子福祉団体から提供できる役務 子育て応援課
- (4) 市の認定を受けた者が新商品として生産する物品 産業振興課

2 前項各号に定める課の長は、届出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定随意契約対象者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）を作成し、対象となる物品又は提供を受ける役務を明記しなければならない。

3 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第4条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、翌年度の予算確定後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約発注見通し一覧（様式第3号）に記載し、管財課長に提出しなければならない。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- (2) 契約締結予定時期及び履行期間

(3) 契約に関する事務を担当する所管課名

2 管財課長は、毎年、上半期及び下半期に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、前項の発注見通し一覧を適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(契約締結前の公表)

第5条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う前までに、次に掲げる事項を特定随意契約案件表(様式第4号)を作成し、適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- (2) 契約締結予定日及び履行期間
- (3) 契約相手方の決定方法又は選定基準
- (4) 契約に関する事務を担当する所管課名

(契約締結状況の公表)

第6条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表(様式第5号)を作成し、適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- (2) 契約締結日及び履行期間
- (3) 契約相手方
- (4) 契約金額
- (5) 契約相手方の決定理由
- (6) 契約に関する事務を担当する所管課名

(公表する期間)

第7条 第4条から前条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第68号)

この告示は、平成27年3月25日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第40号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。